

第3章 豊かな生活環境の創造

第1節	上水道	47
第2節	下水道	50
第3節	消防・防災	
1	消防	53
2	防災	57
第4節	交通安全	59
第5節	情報化	61
第6節	環境衛生	
1	し尿処理	63
2	じん芥処理	66
3	環境保全	68

第1節 上水道

〔現状と課題〕

本市の上水道は、昭和6年10月に上水道施設の起工を行い、昭和8年2月に一部給水を開始して以来これまで9次にわたって拡張工事を行い、断水のない水道として安全で良質な水道水の安定給水を堅持してきたが、今後もこれを維持するために対処していかなければならない。

給水区域については、本市の行政区域の他に昭和46年5月、遠賀町を給水区域に加え、1市1町を給水区域としている。また別途、水巻町にも一部分水している。

一方、急激に進む宅地化に対して増加する水需要に対処するため、昭和56年3月に浄水処理能力12,900 m^3 /日の西部浄水場を完成させ給水を開始した。

この結果、給水能力は唐戸浄水場の19,700 m^3 /日と合わせて計32,600 m^3 /日、計画給水人口は、82,400人と大幅に増強している。

さらに、維持管理を省力化し、省エネルギー化及び水質管理の向上などの機能強化を図ることを目的に、老朽化が進んでいた唐戸浄水場の施設改良工事を平成12年度に着工、平成15年3月に完成した。これらにより将来とも安定した水資源の確保とともに、安全でおいしい水づくりに努めることができる施設となった。

水質については、水源である遠賀川の水質が悪化の傾向をたどっていたことから、昭和56年6月、全国で初めての回転円盤法による生物処理施設を導入し、その改善に努める一方で、浄水の pH 値を調整するなど、さまざまな手法で水質改善に努めている。

しかしながら、今後も農薬などに含まれている化学物質やトリハロメタンをはじめとする消毒副生成物への対策、クリプトスポリジウムなどの新たな病原性微生物対策が必要となる。また今日、住民の要望が安心・安全な水の提供だけでなく、さらにおいしい水の提供の要望に広がっている。このため、更なる水質向上のための浄水場施設の改善が必要となる。

今日まで種々の施設改良を行ってきており、ここ数年、給水戸数は4.5%増加しているが、給水人口は2.5%減少し、給水量は横ばいとなっている。これは、少子・高齢化、核家族化、生活様式の変化、さらに住民の節水意識の向上などが考えられる。

上下水道局にとって、水道水を安心して、安定的に提供することが大きな使命であることは言うまでもないが、より多様化する利用者の要望に応えるための施設の改良が必要である。そのためには、今後も健全経営を堅持しなければならない。

同時に、上下水道局ホームページを開設して、水道業務サービス案内、経営状況、水質検査結果など、広く利用者への情報公開に努め、水道行政を正確に理解してもらい信頼される事業を展開しなければならない。

表：中間市上水道事業給水状況

年 度	年間給水量 (m^3)・A	年 間 有 効 水 量(m^3)・B			有 効 率 (%)・B/A	営業収益 (円)
		総 数	有収水量	無収水量		
平成11年度	7,492,990	6,788,649	6,661,268	127,381	90.6	1,064,283,478
平成12年度	7,582,372	6,877,211	6,755,894	121,317	90.7	1,083,280,321
平成13年度	7,595,938	6,897,112	6,775,577	121,535	90.8	1,079,276,084
平成14年度	7,603,506	6,911,587	6,789,931	121,656	90.9	1,091,334,326
平成15年度	7,401,625	6,735,479	6,617,053	118,426	91.0	1,041,532,056
平成16年度	7,508,464	6,832,702	6,712,567	120,135	91.0	1,063,545,735

資料：上下水道局

表：上水道の実績と推計

項目 平成	給 水 区域 内 人 口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)	1日最大 給水量 (m^3 /日)	1日平均 給水量 (m^3 /日)	一人1日 最 大 給水量 (ℓ)	一人1日 平 均 給水量 (ℓ)	公称施設 能 力 (m^3 /日)
11年度	69,505	69,404	99.85	26,403	20,473	380.4	295.0	32,600
12年度	69,200	69,101	99.86	25,494	20,774	368.9	300.6	32,600
13年度	68,490	68,392	99.86	26,406	20,811	386.1	304.3	32,600
14年度	68,334	68,236	99.86	26,153	20,832	383.3	305.3	32,600
15年度	68,315	68,216	99.86	27,932	20,223	409.5	296.5	32,600
16年度	67,748	67,649	99.86	25,660	20,571	379.3	304.1	32,600
17年度	67,252	67,157	99.86	26,028	20,823	387.2	309.8	32,600
18年度	66,740	66,646	99.86	26,012	20,809	390.0	312.0	32,600
19年度	66,175	66,082	99.86	25,977	20,781	392.8	314.2	32,600
20年度	65,551	65,459	99.86	25,920	20,736	395.6	316.5	32,600
21年度	64,864	64,773	99.86	25,838	20,670	398.6	318.9	32,600
22年度	64,112	64,022	99.86	25,729	20,583	401.5	321.2	32,600
23年度	63,292	63,203	99.86	25,591	20,473	404.6	323.6	32,600
24年度	62,400	62,312	99.86	25,420	20,336	407.6	326.1	32,600
25年度	61,436	61,349	99.86	25,217	20,174	410.7	328.6	32,600

※16年度までは実績数、17年度以降は推計数

資料：上下水道局

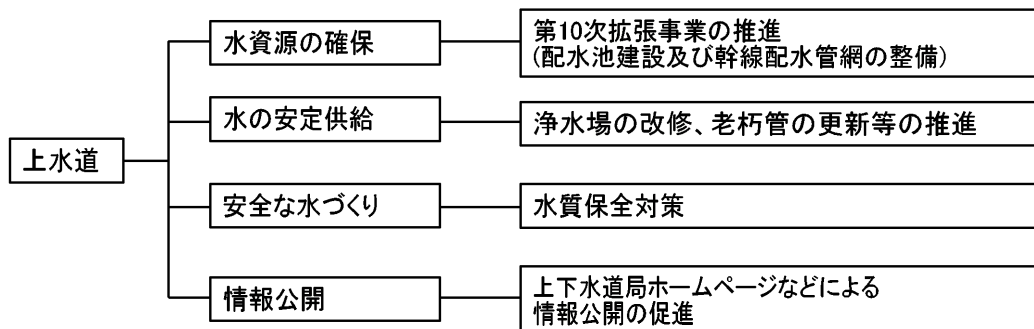
〔施策の基本方向〕

本市のここ10年間は、少子・高齢化、給水人口の減少など社会情勢の変化から、当初想定していたほど給水量の増加はなかったが、水道水の安定供給堅持のために、老朽化した唐戸浄水場の改修を行った。

今後も、安心して飲める水づくりのため、検査体制の強化・充実に努めると同時に、経年老朽管の更新対策を進め、水の安定供給をより高める施策を展開する。

さらに、情報公開を徹底し、住民の信頼を得て事業を行う。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 水資源の確保〔第10次拡張事業〕

平成6年の少雨による異常渇水により、九州北東部特に福岡県は、福岡市を中心とした都市圏の市町村で時間給水や夜間断水を強いられた。また、比較的水事情に余裕のあった北九州市でも夜間断水を余儀なくされた。

このような不測の事態に備え、安定した給水体制の確立のために、配水池建設や幹線配水管網の整備、またクリプトスポリジウムなどの病原菌対策、そして、より良質の水道水提供のための高度処理施設の設置及び遠賀川河口堰利水分14,660m³の浄水確保などを総合的に考慮した本事業を推進する。

2. 水の安定供給

水の安定供給として、漏水防止対策は重要な施策で経年老朽管の更新対策や、定期的な漏水調査などの漏水防止対策に努め有収率の向上を図る。

また、老朽化の進む西部浄水場の改修を行う。

3. 安全な水づくり

農薬などに含まれている微量化学物質やトリハロメタンをはじめとする消毒副生成物への対策、クリプトスポリジウムなどの新たな病原性微生物対策により、安全でおいしい水づくりをめざし、水質基準の改正に伴う検査体制の強化・充実に努める。

4. 情報公開

上下水道局ホームページにより、水道水質情報・経営状況・各種住民向けお知らせなどの情報を提供し、住民の安心と信頼を得て、事業を円滑に行う。

第2節 下水道

〔現状と課題〕

下水道は、快適で文化的な市民生活を営むための都市基盤であると同時に、河川や池沼などの公共用水域の水質保全という重要な役割をもっている。

本市の公共下水道事業は、平成6年3月に下水道法及び都市計画法の事業認可を受けて事業に着手した。その後、遠賀川下流流域下水道（中間市、遠賀町、鞍手町、水巻町及び県で構成）が平成7年度に事業認可を受けたことにより、中間市も遠賀川下流流域下水道の関連公共下水道として認可変更を行った。

本市の計画区域は、市街化区域の1,022haに、隣接する集落23haを加えた1,045haで、計画処理人口を64,000人とした。

なお、一次、二次、三次と認可区域を拡大し、現在の認可区域は510ha、計画処理人口は29,850人となっている。

本市で本格的に下水道事業が進められてきたのは平成7年度からであるが、大きな幹線、ポンプ場建設と順調に事業が進み、平成11年1月には、東部地区の一部を北九州市への暫定流入で一部供用開始している。

遠賀川下流流域浄化センターは平成15年7月に供用開始し、本市の中底井野、上底井野地区の一部は下水道の使用が可能となっている。また、平成11年1月に北九州市へ暫定流入により供用開始となっている本市東部地区の汚水も、平成18年4月には遠賀川下流流域浄化センターでの処理が可能となる。

本市の平成17年度末の普及率は37%で、水洗化率は73%となっている。今後も積極的に事業の拡大を図っていく必要がある。

〔施策の基本方向〕

下水道整備は、生活環境の改善・向上になることはもちろんであるが、中間市環境基本計画にもあるように、河川や池沼への汚濁負荷の流入低減を行うことにより、自然環境に対しても良い影響を与える。なかでも水資源に対しては、水質の保全に寄与するのみならず、処理水の有効な再利用を図り、市民生活に密着した事業として位置付ける。

流域下水道については、遠賀川下流流域浄化センターが平成15年7月に供用開始したが、今後関係自治体（遠賀町、鞍手町、水巻町）と県に対して、維持管理費の削減や関連公共下水道と整合性ある拡張計画について要望をしていく。

公共下水道については、今後も計画的に下水道整備を行い、平成26年までには、普及率70%をめざして努力する。また、既存の曙、中鶴地区の地域下水道施設については、適正な維持管理を行っていく。

合併処理浄化槽については、公共下水道の認可区域の拡大により縮小傾向となるが、今後も、生活環境の改善に向け、設置を進める必要がある。

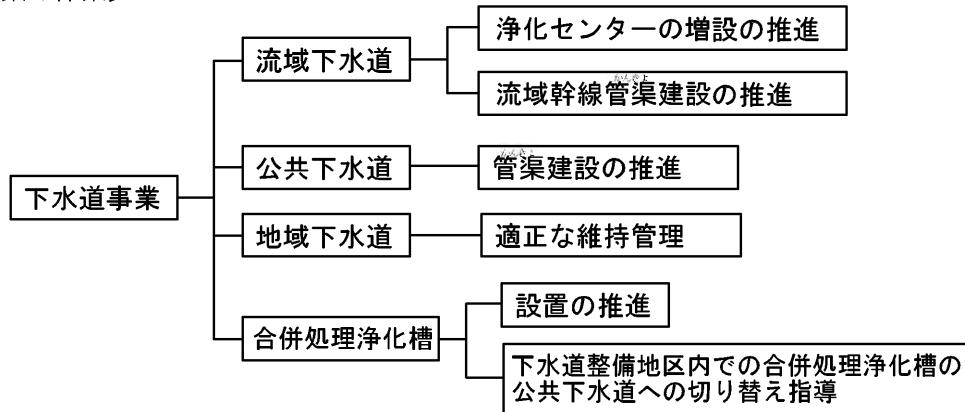
表:下水道普及人口

年度	行政人口(A)	処理可能		水洗化		普及率(%)		
		戸数	人口(B)	戸数	人口(C)	B/A	C/A	C/B
平成7年度	50,482	2,399	5,998	2,085	5,213	11.9	10.3	86.9
平成8年度	50,286	2,399	5,998	2,085	5,213	11.9	10.4	86.9
平成9年度	50,069	2,399	5,998	2,085	5,213	12.0	10.4	86.9
平成10年度	49,866	3,893	9,733	2,468	6,170	19.5	12.4	63.4
平成11年度	49,723	4,692	11,730	3,296	8,240	23.6	16.6	70.2
平成12年度	49,322	5,514	13,785	4,035	10,088	27.9	20.5	73.2
平成13年度	49,065	6,204	15,510	4,654	11,635	31.6	23.7	75.0
平成14年度	48,831	7,122	17,805	5,307	13,268	36.5	27.2	74.5
平成15年度	48,757	7,816	19,540	6,157	15,393	40.1	31.6	78.8
平成16年度	48,327	8,526	21,315	6,748	16,870	44.1	34.9	79.1
平成17年度	47,979	9,376	23,440	7,263	18,157	48.8	37.8	77.5

(注) 公共下水道及び地域し尿処理施設の数値

資料: 下水道課

〔施策の体系〕



〔計 画〕

公共下水道については、平成17年度末までの普及率は37%であるが、平成26年度末までに普及率70%超を達成するために毎年3.6haを目標に整備する。

今後10年間で整備予定の区域

- ・西部地区：垣生地区、砂山地区
- ・東部地区：桜台地区、通谷地区、朝霧地区、小田ヶ浦地区、弥生地区、中尾地区
中央地区、東中間地区、中間地区、岩瀬地区

1. 流域下水道

(1) 浄化センター増設の推進

中間市及び遠賀町、鞍手町、水巻町の下水道普及に先行した処理施設の増設を求めていく。

(2) 流域幹線管渠建設の推進

中間市区域内の幹線はほぼ完了しているが、遠賀町・鞍手町・水巻町3町の幹線整備を進め、浄化センターの早期経営健全化に努める。

2. 公共下水道

(1) 管渠建設の推進

年間、1,500から1,600人が新規に公共下水道を利用できるよう面整備など、管渠の敷設を進めていく。

3. 地域下水道

(1) 適正な維持管理

公共下水道に接続するまでの間、円滑に処理していくことができるよう、中鶴処理場及び曙処理場を適正に維持管理する。

4. 合併処理浄化槽

(1) 設置の推進

公共下水道認可区域外の地区における合併処理浄化槽設置を推進し、生活環境の改善を図っていく。

(2) 下水道整備地区内での合併処理浄化槽の公共下水道への切り替え指導

公共下水道が整備された地区の合併処理浄化槽を、維持管理費の安価な公共下水道へつなぎ替えるよう指導し、生活環境の一層の改善を図っていく。

第3節 消防・防災

1 消防

〔現状と課題〕

本市の消防体制は、1消防本部・1消防署で組織され、消防署には水槽付消防ポンプ自動車をはじめ15台を保有し、一方、消防団については1本部・5分団で組織され、消防ポンプ自動車5台、団指揮車1台を備え、運営している。

消防施設の充実強化については、消防署所管の屈折はしご付消防ポンプ自動車を30m級はしご付消防自動車に、救急車2台を高規格救急自動車にそれぞれ更新し、水槽付消防ポンプ自動車も更新、また消防隊員の火災現場での安全確保のためISO（国際標準化機構）に準拠した防火衣を全職員に貸与、整備している。

しかし、救急自動車の出動回数が年々増加の傾向にあることに伴い、2台、3台が同時出動する事態が多く発生していることから、救急自動車については適正な要請を求めるように啓発を強化しなければならない。

消防団所管の消防ポンプ自動車は、これまで適宜、消防車両を更新整備してきたが、更新していない車両については計画的な更新整備の必要がある。

高度救命処置の確立については、救急需要の増加や高度救命技術の市民ニーズに応えるためにも今後も救急救命士の養成が必要となっている。

また、救命率向上のために一般市民でもAED（自動体外式除細動器）が使用できるよう法令の改正がなされたことから、市民に対する救急講習を促進しなければならない。

市民の生命・身体・財産を守るためには、ますます複雑多様化する各種災害に適切に対応し、消防施設の充実強化及び警備人員の増強など消防力の強化と防火に対する啓発が最大の課題である。

特に、高層化、深層化する建造物に対して立体的防衛対策と高規格救急自動車をはじめとする高度救命処置資機材の整備拡充及び救急救命士の養成教育並びに市民への救命講習の普及は、これからの近代消防に欠かせないものである。

また、消防行政の充実・強化及び効率化のためには、広域化の推進を図る必要がある。

表：消防本部及び消防団の体制

区 分		数量	摘 要
消 防 本 部	水槽付消防ポンプ自動車	1台	
	消防ポンプ自動車	2台	
	化学消防ポンプ自動車	1台	
	はしご付消防自動車	1台	
	救助工作車	1台	
	電源照明車	1台	
	資機材搬送車	1台	
	指揮車	1台	
	救急自動車	3台	内、1台は予備車
	広報車	1台	
	訓練指導車	1台	
	公用車	1台	
	計	15台	
	消防職員	53人	
消 防 団	消防ポンプ自動車	5台	5個分団
	団指揮車	1台	
	計	6台	
	消防団員	175人	内、女性団員18人

平成17年度末現在

資料：消防署

図：火災発生件数及び損害額

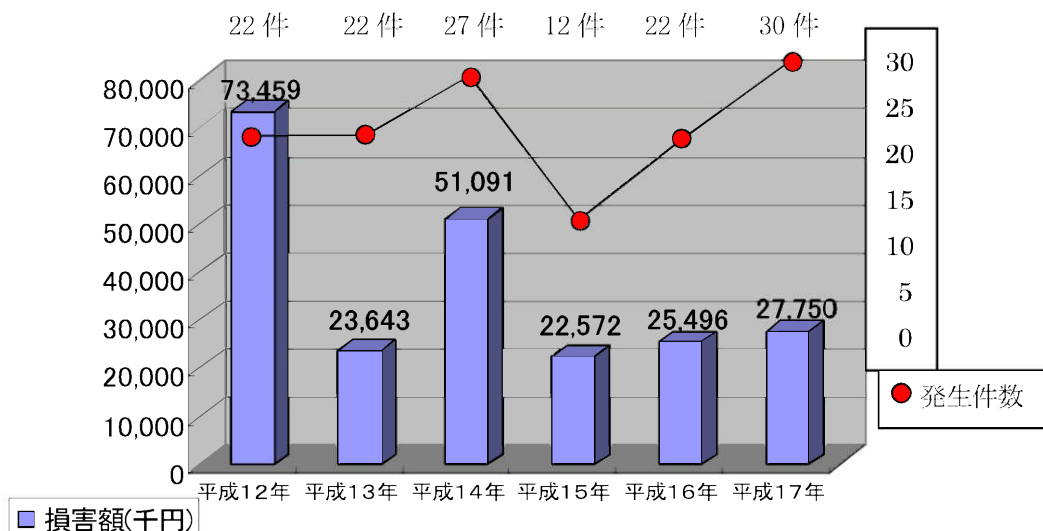
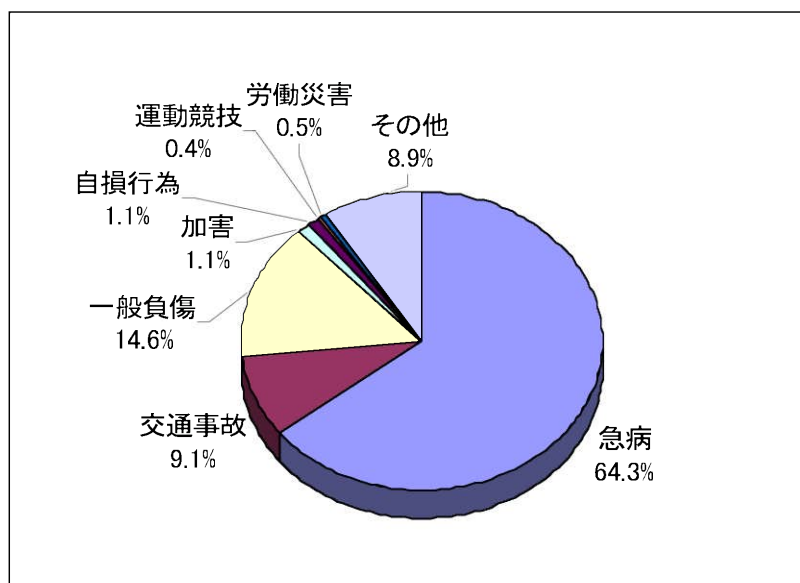


表: 事故種別救急搬送人員

年	総数	急病	交通事故	一般負傷	加害	自損行為	運動競技	労働災害	その他
平成 12 年	1,758	1,051	241	216	16	30	7	17	180
平成 13 年	1,783	1,059	232	244	20	25	12	15	176
平成 14 年	1,862	1,098	220	241	27	22	13	15	226
平成 15 年	1,841	1,050	205	270	17	34	9	7	249
平成 16 年	1,924	1,196	177	255	18	29	11	7	231
平成 17 年	2,089	1,344	190	304	23	24	9	10	185

資料: 消防署

図: 平成17年 事故種別搬送状況



資料: 消防署

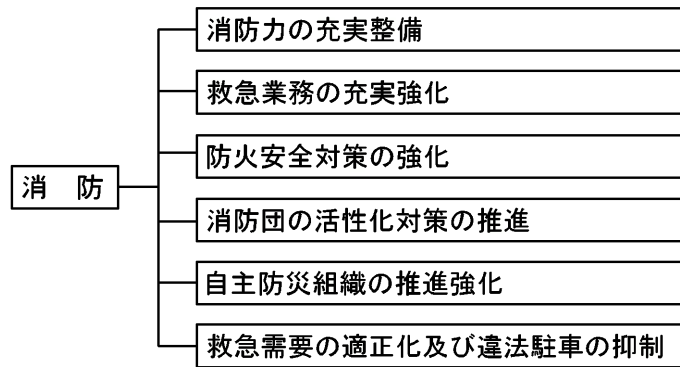
〔施策の基本方向〕

地域住民の生活基盤の安全確保と災害による被害の軽減を図るため、地域に密着した防災機関として災害に強いまちづくりを推進する。

また、都市化の進展に伴い複雑・多様化する災害に対し、防災対策と専門知識の向上のために消防組織体制の充実、火災予防活動の推進、消防機械力及び消防水利の充実並びに救命・救急体制の整備を図る。

その救命・救急体制の一つとして、高齢者福祉対策である緊急通報システムを介護保険課との連携により、平成3年11月から消防署にセンターを設け対応しているが、今後はより一層の充実を図る。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 消防力の充実整備

都市化の進展による地域生活環境の変化に伴い、消防に対するニーズの増大や多様化などは、消防力の整備のあり方に大きな影響を及ぼしてきており、消防機関としてこれらに適切に対応することが今日の急務である。したがって、消防施設及び人員の効率的、重点的な配備充実に配慮しつつ、消防力の一層の整備を図る。

2. 救急業務の充実強化

交通事故の増加傾向、高齢化の進展、疾病構造の変化などにより、救急隊員の行う応急処置の範囲が拡大されつつあることから、救急業務体制の充実を図ることが当面の大きな課題となっている。このため救急救命士の養成、さらに高規格救急自動車及び高度救急救命処置資機材の配備を促進する。

さらに、救急業務などの啓発にあたっては、早期の応急手当が傷病者の救命率の向上になることから、市民に対する応急手当方法の指導、普及および啓発用資機材の配備などを積極的に推進する。

3. 防火安全対策の強化

建物火災による死者は、高齢者、身障者などの、いわゆる災害弱者の占める割合が極めて高い。今後高齢化がますます進展することが予測されることから、建築関係部署と協議を図りながら総合的な住宅防火対策の積極的な推進を図る。

4. 消防団の活性化対策の推進

消防団は、多数の動員を必要とする大規模災害時の避難誘導、災害防御活動、地域に密着した予防活動、啓発活動などに大きな役割を果たしている。近年、団員数の減少、高齢化、サラリーマン団員の増加といった傾向が顕著となりつつあることから、消防団の施設整備の充実、団員の能力活用方策についての検討、処遇の改善、青年層や女性層の団員活動への積極的な参加を促すなどの活性化を行い、市民の安全の確保を図る。

5. 自主防災組織の推進強化

住民の自主的かつ積極的な防火活動を推進するために、企業や町内会などを活用した自主防災組織、婦人防火クラブ、幼年消防クラブなどの組織の強化拡大を図る。

6. 救急需要の適正化及び違法駐車抑制

救急需要は毎年増加の傾向にあり、安易な発熱や風邪といった軽度の症状でも救急車を利用していることから抑制する必要がある。また、市内に違法駐車などが見受けられ、緊急走行車両の通行に支障をきたすばかりでなく、はしご付消防車が近寄れない地域があることから、市民に対し「救急車の正しい利用のしかた」や「違法駐車禁止」などの啓発を徹底・強化する。

2 防 災

〔現状と課題〕

地震、洪水、火災などの災害は、市民の日常生活を危機に陥れる可能性が極めて高く、特に、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震は、本市においても震度5弱を観測するなど、わが国における地震はいつ、どこでも発生することを想定しなければならない。いったんこのような災害が発生すれば、被害が広範囲に及び、情報の収集伝達に欠かせない通信網にも壊滅的な被害を与えるなど都市機能をマヒさせる。

このような緊急時に対応するため、それぞれの地域に潜在する危険性を平常時から把握するように努め、十分な防災対策を講じる必要がある、併せて災害時の避難場所となる公園や公的施設の充実が必要であると同時に、市民の安全な避難を容易にする避難経路を確保し、災害に強く安心して暮らせるまちづくりが必要である。特に人が多く集まる公共施設などは、耐震構造とし災害時に一定期間生活ができる設備などの整備が必要である。

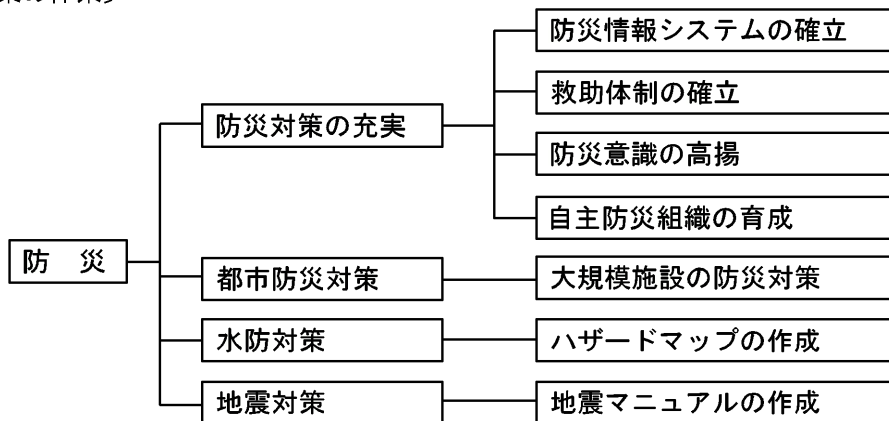
洪水対策については、浸水想定区域における避難行動が迅速かつ確実に行われるよう地区単位で耐水性の高い避難場所、避難経路等の見直しを行い、洪水などに対処しうるような体制を構築する必要がある。

〔施策の基本方向〕

災害から市民の生命、身体、財産を守り安心して暮らせる環境整備に努めるため、^{*}ライフラインや危険物施設の定期点検、通信設備の充実や通信網の整備、インターネットによる情報提供などを計画的に進める。

また、災害に対する心構えを確立するため、多くの地域住民・企業などと協力して、実態に即した総合的な演習などにより、日頃の地域の協力体制と自主防災意識の高揚に努め、災害に強い都市づくりを推進する。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 防災対策の充実

(1) 防災情報システムの確立

災害時の情報伝達手段として、県防災行政無線及びふくおかコミュニティ無線を活用した、無線ネットワークの確立を目指す。

(2) 救助体制の確立

初動対応の充実と的確な状況判断のもと、応援要請の必要性、消火・救出、医療救護、避難経路の確保、避難場所の整備など市民の安全の確保に努める。

(3) 防災意識の高揚

地域住民、企業と接することが理解を深めることに大きな効果が期待されることから、防災訓練、消防操法、予防広報、防火診断など地域住民と接する活動を積極的に展開し市民の防火意識を高める。

(4) 自主防災組織の育成

「自分たちの命は自分で守る」「自分たちの地域は、自分たちで守る」という自助、相互扶助の精神による共助を基本に、ボランティアや町内会、企業などを母体にした自主防災組織の育成を図る。

2. 都市防災対策

近年、大規模商業施設や中高層集合住宅などが多く立地してきている。これらに対する防災対策指導や災害対策の充実に努める。

3. 水防対策

^⑧中間市水防計画に基づき、河川の氾濫、土砂災害及び浸水などの恐れのある危険箇所の巡視などを一層強化するとともに、災害の未然防止、気象などに関する情報の収集・伝達並びに水防体制、情報連絡体制及び警戒避難体制の整備に努める。

4. 地震対策

地震災害時に迅速かつ的確な災害対応と被害を軽減するため、地域防災計画の実効性を確保することができるよう対応手順などの具体的なマニュアルを策定し、総合的な防災対策の整備を推進する。

第4節 交通安全

〔現状と課題〕

本市は、都市化の進展やモータリゼーションの進行に伴い、交通量が大幅に増加し、交通環境は悪化の傾向にある。

一方で、違法駐車や迷惑駐車、信号無視などの交通モラルの低下などから、交通事故の発生件数や交通事故死傷者が年々増加している。なかでも、交通弱者である幼児や高齢者などが交通事故の被害者となる傾向が多くみられる。

交通安全教育の実施や街頭キャンペーンなどを行い、交通安全教育の普及に努めるとともに、交通マナーの改善に努めたが、交通事故発生件数の改善はみられていない。今後も一層の交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、交通事故防止については、交通安全教室などの啓発活動をとおして、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通モラルの向上を推進する。

表：交通事故発生状況(中間市内)

年次	交通事故(人身事故)		
	発生件数	死亡者数	負傷者数
平成10年	321	4	397
平成11年	374	2	458
平成12年	431	4	538
平成13年	364	0	448
平成14年	385	2	484
平成15年	400	5	500
平成16年	399	0	507

資料：折尾警察署

表：市区町別交通事故発生件数(折尾署管内)

(平成16年1月1日～12月31日)

区分 市区町	発生件数		死者数		負傷者数	
		前年比 増減数		前年比 増減数		前年比 増減数
総数	2,052	6	4	-10	2,560	-22
八幡西区(一部)	940	-6	3	0	1,173	7
中間市	399	-1	0	-5	507	7
水巻町	257	-7	0	-3	306	-34
岡垣町	209	16	0	-2	267	16
芦屋町	63	-13	0	0	77	-19
遠賀町	184	17	1	0	230	1

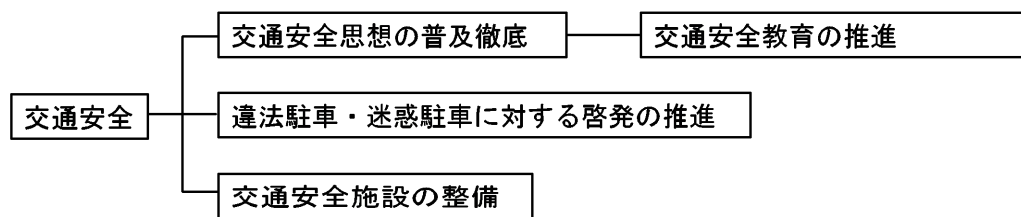
資料：折尾警察署

〔施策の基本方向〕

交通安全教育の実施や交通安全週間における街頭キャンペーンなどを行うとともに、「広報なかま」や中間市ホームページなどによる交通安全思想の普及、啓発を実施し、交通安全意識の高揚、交通モラルの向上を図るとともに、交通安全施設の整備を図る。

また、交通事故を誘発する違法駐車や迷惑駐車についても、交通弱者である幼児や高齢者などが交通事故の被害者とならないよう市民の理解と協力を求める啓発を推進する。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 交通安全思想の普及徹底

市民の安全確保のため、街頭キャンペーンなどを行うとともに、「広報なかま」や中間市ホームページなどによる交通安全思想の普及に向けた啓発を推進し、警察や交通安全協会をはじめとした関係機関と連携しながら交通安全教育の普及に努めるなど、幅広い活動の推進により、交通マナーの改善に努める。

2. 違法駐車・迷惑駐車に対する啓発の推進

違法駐車や迷惑駐車は、交通弱者である幼児や高齢者、障害者ばかりではなく、車両などの円滑な通行を阻害することから交通事故を誘発する要因となっており、特に歩行者が交通事故の被害者になることが危惧されることから、違法駐車・迷惑駐車をなくすため、市民の理解と協力を求める啓発を推進する。

3. 交通安全施設の整備

市民の安全な歩行空間と車両の安全かつ円滑な道路の確保、その他安全上必要な施設又は工作物を設置し事故防止を図る。特に見通しの悪い交差点等の箇所道路反射鏡を設置し、交通の円滑を図るため路面に区画線及び路面表示を行う。また、夜間の交通の安全を図るため、街路灯を道路状況にあわせて設置する。

第5節 情報化

〔現状と課題〕

国が推進する電子自治体の構築に向けて、情報通信基盤である市内LANの整備に伴い、平成14年に国の地域インターネット整備事業の認定を受けた「なかまえがおi(愛)ねっと」事業によりグループウェアの導入、インターネット環境も整備され、出先機関とは無線LANで双方向通信が、また市民との双方向の通信が可能となった。

さらに、なかまハーモニーホールをはじめとした公共施設や出先機関など4ヶ所に、市民が自由に使える公共端末機を整備したことで市の情報提供が閲覧でき、外出先での情報収集が可能となっている。

また、地域ITリーダーが講師となり市民向けIT講習会についても毎年秋に実施しており、市民も多数受講していることからIT化への進展が図られているが、市民のインターネット利用率は50%に達していないことから、IT講習の拡充を図る必要がある。

今後は、飛躍的なIT化の進展に対応するため、全職員が情報セキュリティーを充分認識することが重要である。一方では、ITコストをダウンしつつ、住民に質の高いサービスを提供するためにもアプリケーションの共同利用を推進していく必要性が生じている。

〔施策の基本方向〕

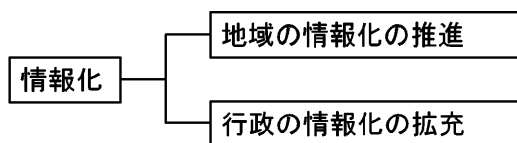
行政機関では、パソコンの配置も一応整備されたが、老朽化に伴う買い換え時期を迎えている。一方では、全職員が情報セキュリティーを充分認識することが重要であるとともに、情報、特に個人情報の漏洩防止にも努めなければならない。

また今日、市民においてはインターネットの利用率が50%に達していない現状を踏まえ、IT講習の内容、講習方法などの手法を検討し、拡充を図っていく。

さらに、ITコストを抑えながら住民に質の高いサービスを提供するため、アプリケーションの共同利用を推進していく。

北九州市ほか16市町村が加入している「北九州地区電子自治体推進協議会」において、「北九州e-PORTセンター」を利用しアプリケーションなどの共同利用を推進し、関係自治体の連携により、地域住民のサービス向上を図る。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 地域の情報化の推進

市民地域ITリーダーを活用し、市民IT講習会などで、ITリテラシーを向上し、市民誰もがIT社会へ適応できるよう推進する。

2. 行政の情報化の拡充

情報通信基盤の整備に伴い、文書管理システムなどのアプリケーションを低コストで利用するために、他自治体との共同利用を推進する。

第6節 環境衛生

1 し尿処理

〔現状と課題〕

現在、本市が取り組んでいる公共下水道整備計画に基づき下水道の供用を開始しているが、汲取り世帯は減少してきているものの依然として多い状況である。環境への負荷軽減のため、地域の実情に応じ、公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理を、計画的かつ早期に実施していく必要がある。

平成15年度より遠賀川下流流域浄化センターが稼働し、水質汚濁防止の見地からも広域的な終末処理場で処理することにより高度な処理を行うことも可能となっている。また、遠賀川下流流域浄化センターの稼働が、本市の公共下水道普及率増加へつながっている。

公共下水道と合併処理浄化槽の普及により、し尿収集量及びし尿処理のみの浄化槽が減少傾向にあるため、平成元年度から取り組んでいる合併処理浄化槽設置補助金制度を継続し、家庭雑排水も一緒に処理できるということも併せて啓発し、促す必要がある。

下水道認可区域外については、今後増加すると思われる年金受給世帯などにおいては経済的に合併処理浄化槽の導入が難しいと考えられるので、合併処理浄化槽導入に対して必要な措置を検討する必要がある。

市内のし尿処理は、し尿、汚泥とも遠賀・中間地域広域行政事務組合のし尿処理施設である「曲水苑」で行っている。公共下水道網の整備が進むなかで、し尿汲取りを必要とする家庭の減少に伴い処理量も減少してきているが、適正な維持管理のもとで引き続き汲取り業務は必要である。更なる処理体制の充実を図るとともに、将来的にはし尿処理施設である曲水苑での処理量を公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置により減らすことが目標となる。

表：合併処理浄化槽設置補助金利用状況

(単位：基)

年 度 \ 区 分	設置数	5人槽	6～7人槽	8～10人槽	11～50人槽
平成11年度	55	16	30	3	6
平成12年度	39	7	22	3	7
平成13年度	38	13	16	3	6
平成14年度	31	14	12	2	3
平成15年度	29	11	8	3	7
平成16年度	24	6	13	0	5

資料：下水道課

表：し尿処理の状況

区分 年度	処理計画人口 (人)	処理人口 (人)	年間総収集 量 (kℓ)	施設処理		自家処理	
				処理施設処理 (kℓ)	その他 (kℓ)	し尿浄化槽 (kℓ)	その他 (kℓ)
平成12年度	49,474	25,639	32,180	32,180	0	7,954	14
平成13年度	49,118	26,556	30,878	30,878	0	8,281	9
平成14年度	48,902	24,849	29,310	29,310	0	6,051	6
平成15年度	48,757	23,601	28,159	28,159	0	7,225	3
平成16年度	48,327	22,169	27,118	27,118	0	7,519	2

資料：環境保全課

〔施策の基本方向〕

中間市環境基本計画により水質保全のため、下水道処理区域においては、下水道網の整備と接続を進めるとともに、水洗化を促進していく。下水道事業認可区域外地域については、合併処理浄化槽への移行を進める。また、既設の単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽へ転換していく。

公共施設への合併処理浄化槽導入を進めるとともに、助成制度の拡充等により一般家庭における合併処理浄化槽の設置を促進する。そのために、公共下水道との調整を図りながら、し尿処理サービスの向上に努める必要がある。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 下水道事業等の推進

公共下水道の計画、事業実施を推進する。下水道処理区域外地域と認可区域外地域については、合併処理浄化槽への移行を進める。

2. 合併処理浄化槽の普及

生活排水などによる公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の向上を図るために平成元年度から取り組んでいる合併処理浄化槽設置補助金制度を利用して、一般家庭における合併処理浄化槽の普及に努め、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進する。また、公共施設への合併処理浄化槽導入も進める。

3. 収集体制の充実

日常業務であるし尿収集について、衛生的な収集体制の整備を図り、衛生サービスの一層の向上に努める。

2 じん芥処理

〔現状と課題〕

じん芥処理については、平成13年4月から遠賀・中間地域広域行政事務組合に全面加入した。本市におけるごみの年間総収集量は、ここ数年15,900t前後で推移しており、処理費については、平成16年度で3億9千万円要している。

遠賀・中間地域広域行政事務組合が運営するごみ焼却処理施設については、最終処理場以外は地域住民との協定により使用期限が平成18年度までとなっているが、福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画において、北九州市は市域の中心都市として広域的にごみ処理施設の整備を図ることとしており、中間市及び遠賀4町は、平成19年度からは北九州市と一体となった資源循環型社会の広域都市圏の構築を目指すことで、現在、広域組合と1市4町が北九州市と協議を進めている。

資源ごみは、リサイクルの拠点施設である中間・遠賀リサイクルプラザでペットボトルや食品トレイ、牛乳パック、ビン・カンの再資源化を図っているが、分別品目の追加施設の建設などについて検討している。

表:じん芥処理の状況

区 分 年 度	処理人口 〔人〕	年間総収集量 (t)	焼却量 (t)	埋立量 (t)	資源化 (t)
平成13年度	48,882	15,919	14,831	446	642
平成14年度	48,658	15,933	14,849	465	619
平成15年度	48,852	15,895	14,842	326	727
平成16年度	48,094	15,731	14,662	289	780

資料:環境保全課

表:平成16年度 遠賀・中間地域広域行政事務組合

岡垣清掃センターへの搬入量(47,480t)の加入団体別割合

区 分	構成団体	搬入量(t)	割合(%)
可燃ごみ	中間市	14,097	33.83
	全 体	41,673	100.00
不燃ごみ	中間市	407	29.49
	全 体	1,380	100.00
粗大ごみ	中間市	537	23.39
	全 体	2,296	100.00
資源ごみ	中間市	690	32.38
	全 体	2,131	100.00

資料:環境保全課

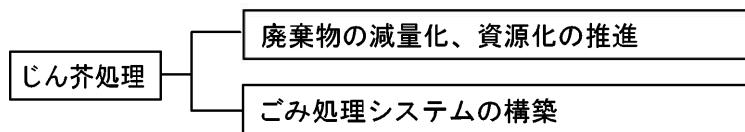
〔施策の基本方向〕

遠賀・中間地域については、総収集ごみ量の一人一日平均排出量は県の平均より低いレベルであるが、更にごみの減量化・資源化を図るため、4種分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、ビン・カン、粗大ごみ）を行うとともに、ペットボトル、発泡食品トレイ、紙パックの3品目は回収ボックスによる拠点回収を行う。また、家庭用食用廃油の回収を進めているところであるが、水質汚濁防止のためにも、更なる普及啓発と廃油回収の促進を図る。家庭から出る使用済乾電池については、環境保全及び資源の有効利用の見地から、回収の促進を図る。

また、都市化や生活様式の多様化により、年々増加傾向にあるごみの処理に対し、住民の快適な生活環境を保全し、年々増加し多様化する廃棄物の処理を適正に行うため、廃棄物の現況を把握し、かつ、資源循環型社会の構築に向けてごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの計画的なごみ処理の推進を図る。

さらに、廃棄物の発生と排出の抑制（リデュース）、廃棄物の再使用（リユース）、廃棄物の再生利用（リサイクル）を推進するために、行政、住民及び事業者などがひとつになって、自主的にごみを出さないライフスタイルや生産・流通活動を推進するよう資源循環型社会システムを構築する。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 廃棄物の減量化、資源化の推進

平成13年4月に、リサイクルの拠点施設である中間・遠賀リサイクルプラザが整備され、ごみの減量化とリサイクルの確立に向けて推進しているところである。また、ごみの減量化を推進するため、引き続き生ごみの堆肥容器の普及啓発を図り、ごみの減量化及び資源化を進めるため、新聞・ダンボールなど、資源回収団体への奨励を引き続き行う。

今後一層の施策推進のため、住民・事業者・行政などがそれぞれの役割を確立し、廃棄物の減量化、資源化の推進を図る。

2. ごみ処理システムの構築

現在のごみ処理体系の状況を把握し、排出から収集処理処分における問題点を抽出し、一般廃棄物（ごみ）処理の現況を把握するとともに、人口及びごみ量の見通しについては、行政区内人口、計画収集人口及び発生原単位を予測し、計画排出量とその性状を設定する。

そうしたなかで、住民・事業者・行政などが共に行うごみの減量化・資源化を含むごみ処理システムを構築する。

3 環境保全

〔現状と課題〕

地域住民の生活に身近な都市環境や生活関連の環境問題から、地球温暖化による気候変化、森林の減少、土壌劣化、砂漠化など様々な環境汚染、環境破壊が進行し、地球規模での環境問題に対する対応が大きな課題として取りざたされている。

都市化、生活様式の多様化による生活雑排水の増大、騒音、悪臭苦情などの都市型公害の増大により快適な生活環境や自然環境の喪失が大きな問題となっているが、本市においては、河川、ため池の水質に関わる市民の評価は低く、生活排水による汚濁も見られる。そのためには、川やため池への汚濁負荷の流入低減を目的に、公共下水道などをはじめ、生活排水処理施設の整備に努めなければならない。

騒音についての苦情は家庭生活、サービス業などに起因するものとしては毎年数件であり、道路騒音については、ほぼ環境基準を達成しているが、交通量の増加に伴い地域の実情に応じた道路整備などを検討しなければならない。

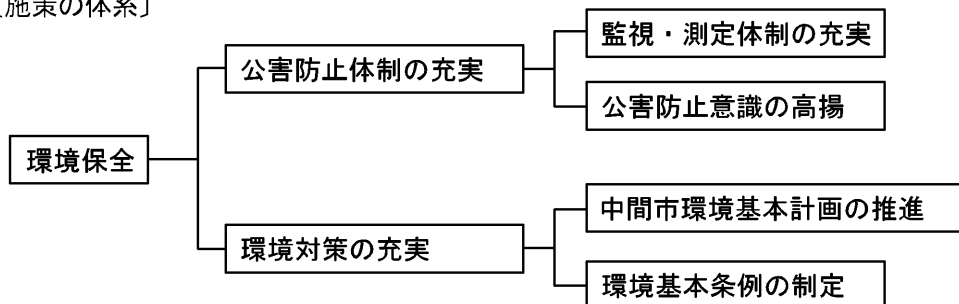
悪臭については、野外での廃棄物の焼却で、洗濯物に臭いが付く、窓が開けられないといった苦情が年々多く寄せられている。不適切な廃棄物の焼却は、ダイオキシンの発生など環境保全上問題であり、啓発、指導の徹底が必要である。

これらの環境問題への取り組みについては「環境」、「共生」、「参加」を基本として、市民とともに足元の身近な問題に取り組み、公害のないまちづくりを目指して一層の努力が必要である。

〔施策の基本方向〕

本市の総合的な環境施策推進の最上位計画である「[◎]中間市環境基本計画」に基づき、地球環境保全を視野に入れつつ、自然環境との共生や循環型社会を目指し、良好な環境づくりを通して人に優しい環境のまちづくりを推進していくものとする。

〔施策の体系〕



〔計 画〕

1. 公害防止体制の充実

(1) 監視・測定体制の充実

公害問題に対する監視や苦情への対応については、遠賀保健福祉環境事務所及び関係機関との連携を図りながら指導を行っていく。

(2) 公害防止意識の高揚

公害問題については、意識を高めるため市広報紙などを通じて広報に努めているが、さらに市のホームページによる啓発を図る。

2. 環境対策の充実

(1) 中間市環境基本計画の推進

環境省の環境基本計画推進事業をもとに、平成16年度に策定した「中間市環境基本計画」を具体的に推進していく。

(2) 環境基本条例の制定

環境全般について市民・事業者・自治体の責務を明らかにし、基本理念及び施策の方針を定めることによって、総合的に環境施策を推進することを目的とした条例を制定する。